

平成29年4月1日から

「介護予防・日常生活支援総合事業」

が始まります



さやりん



保健福祉部 高齢介護G

人・ゆめ・ロマン 狭山池築造1400年

第1章 介護保険制度改革の内容（総論）

《結論のみ記載します！》

【平成27年4月改正のポイント】

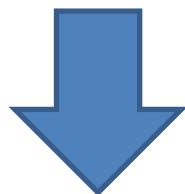
○《地域支援事業》の介護予防事業の見直し

○要支援認定者が受けている介護予防給付のうち、「訪問介護（ホームヘルプサービス）」と「通所介護（デイサービス）」を《地域支援事業》に移行し、国の給付制度から市町村事業に見直し

——重要な改正ポイントはこの2点です！！



先ほどの「見直しポイント2点」などについて反映し、
現行の《地域支援事業》を充実させたもの…



それが、《新しい地域支援事業》です。

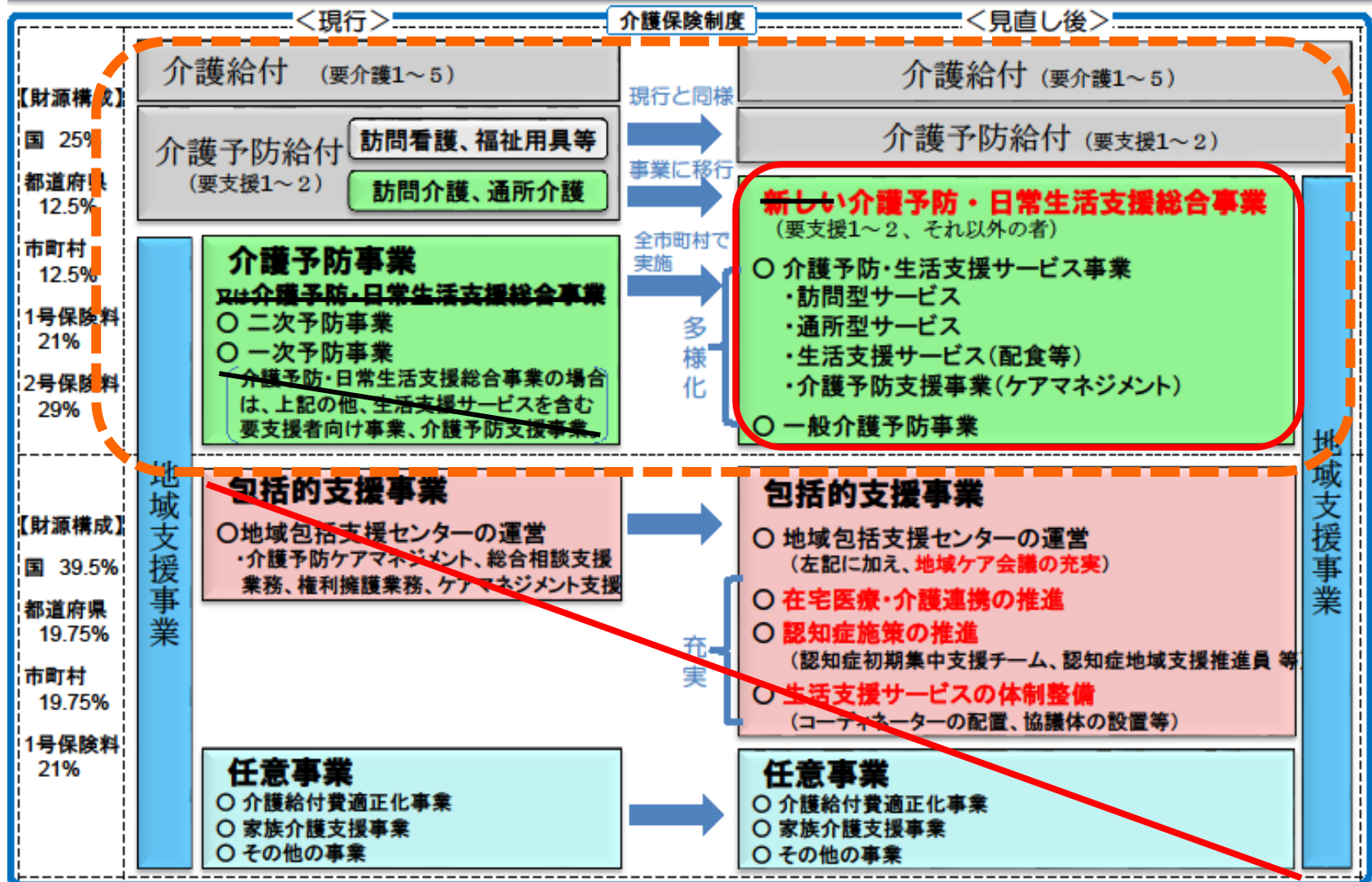


また、その《新しい地域支援事業》の中で、
「見直しポイント2点」を担う“受け皿”として再編されたのが、
『介護予防・日常生活支援総合事業』、略して…

『総合事業』です。

【ここまでのイメージ（↓）】

【参考】介護予防・日常生活支援総合事業(新しい総合事業)の構成

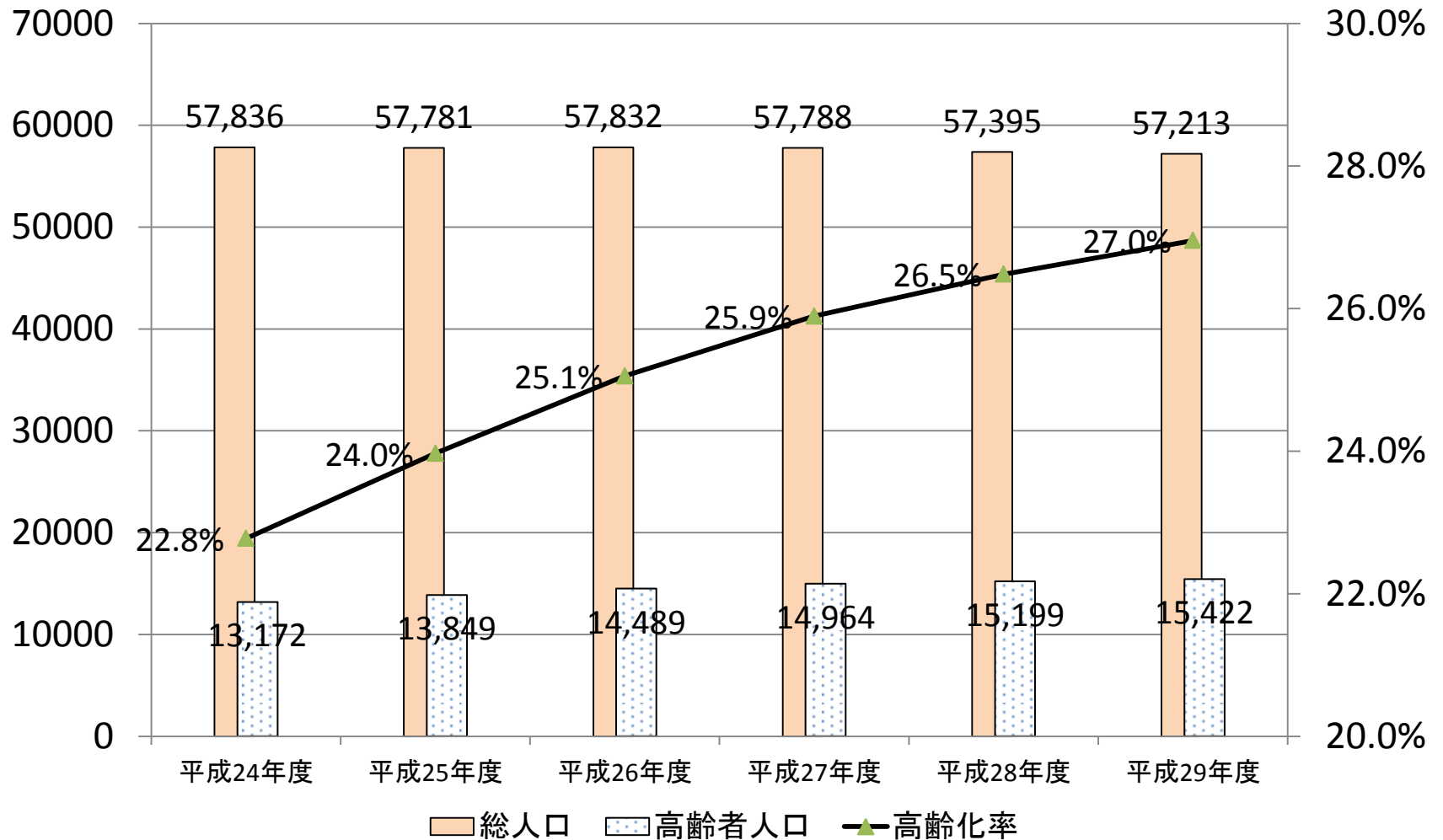


では、そもそも。
なぜ＜総合事業＞への移行が
必要となったのか、その背景を考えます…



それではまず、
大阪狭山市の高齢者の状況を簡
単に確認します。

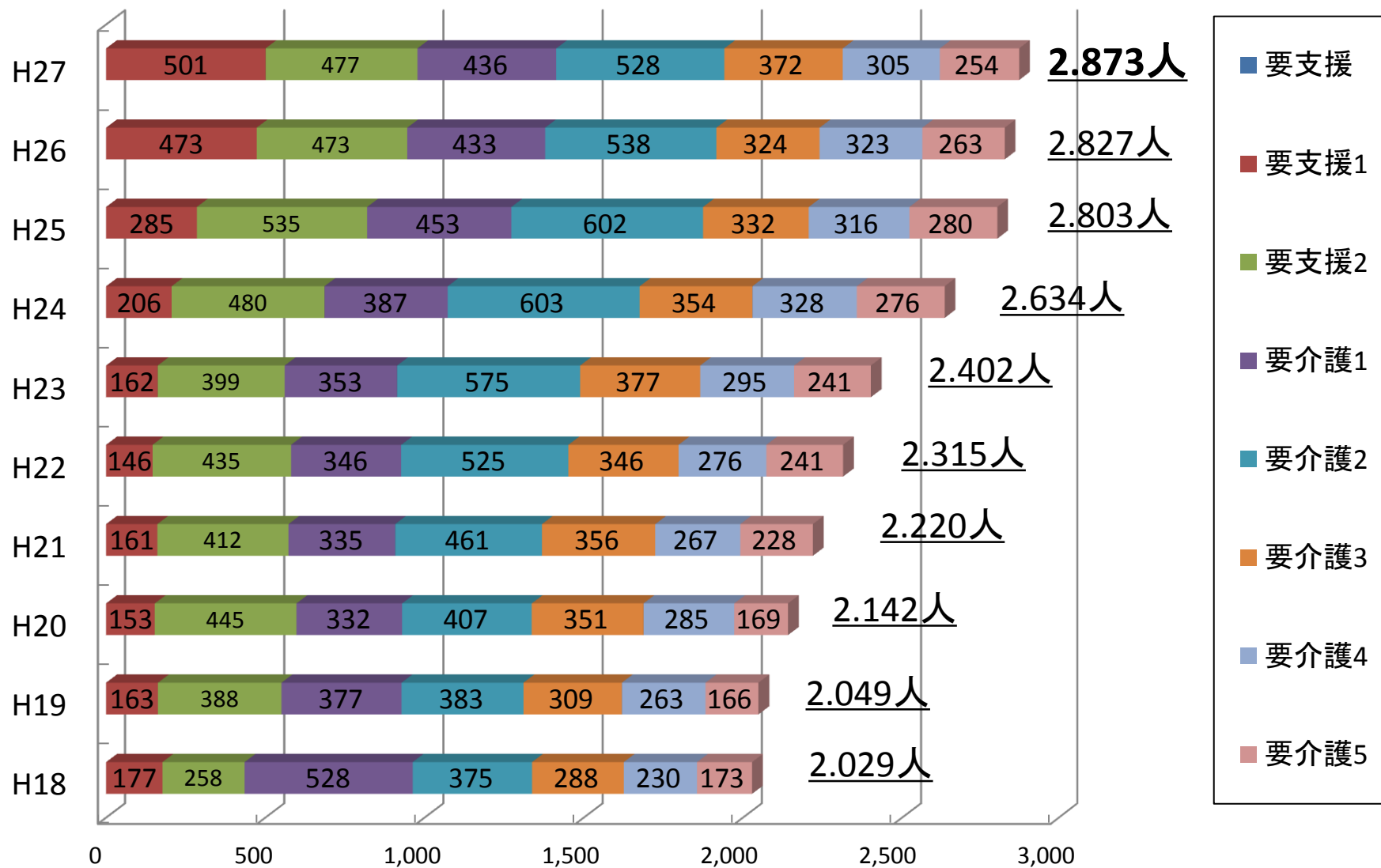
人口の推計



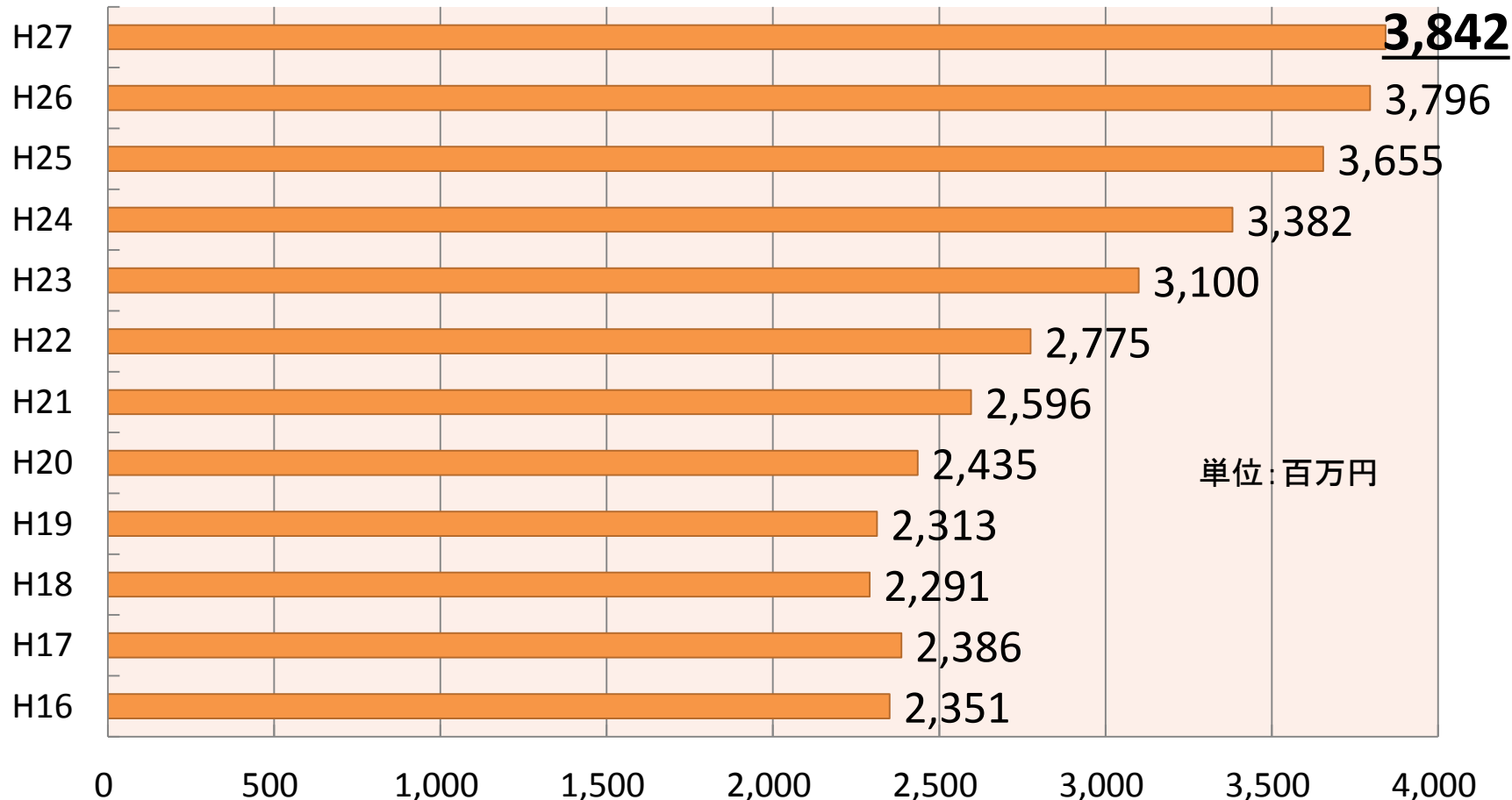
(人)

平成24年度～27年度までは実績値(9月末現在人口)

介護保険による要介護等認定者数の推移



介護保険サービス給付費の推移



※介護保険サービス給付費とは介護保険のサービスを利用した人の介護保険サービス費用全体から、利用者負担額分を除いたものです。

このままでは介護保険制度が破たんする！？

介護保険制度の財源は、
国＋大阪府＋大阪狭山市で50%【＝公費】、
40歳以上の人の介護保険料で50%【＝保険料】、
大きくこの【公費】と【保険料】で半分ずつ賄われています。

将来的に、ますます高齢化が進み、
介護保険サービスを利用する人が増え続けると・・・

【公費】も【保険料】も膨らみ続け・・・
介護保険財政が破たんする！？ つまりは・・・



高齢者が本当に困った時にみんなで支え合う仕組み、
社会保障制度としての本来の役割が十分に果たせない制度になっ
てしまいます。

国は、介護保険制度を継続したいと思いました。

しかし、平成37年には団塊の世代が75歳に。
生産年齢人口（15歳～64歳）
は減少する中、高齢者人口は急激
に増加の見込み…



社会保障費は膨らむ一方…

国は、介護保険制度維持のため、限りある財源を
息長く分配（給付）するための抜本的な制度見直
しが必要であると考えました。

第2章 総合事業のめざすもの

①総合事業 最大の特徴

サービスの担い手を専門的な知識を持つ者（※既存の介護事業所）に限定せず、市町村が新たに設定する独自の基準を満たすことで住民等多

様な主体（※NPO・民間企業・ボランティア・いきいき高齢者など）も参入、サービス提供ができるようになります。



住民等多様な主体が提供するサービスにおいては、サービス提供従事者の専門性やサービス単価等にも踏み込んだ規制緩和が行われます。

②総合事業 ねらい

住民等多様な主体（※NPO・民間企業・ボランティア・いきいき高齢者など）がサービスの担い手に加わることや、市町村が自らの持つ様々な社会的資源を再度見直し、整理・活用することにより、中・長期的な視点で次の3つのことを実現させることがねらいです。

1. 住民同士の繋がりや地域の支え合い体制の再構築・強化

2. 高齢者の多様なニーズに対するサービスを充実させることによる在宅生活の安心確保

3. 新たな雇用の創出も含め、住民等多様な主体が提供するサービスの利用促進や認定に至らない高齢者を増やす取り組み、介護度の重度化予防の実践を通じた介護費用の効率化



総合事業が最終的にめざすものは、

高齢者を【地域】が地域の力で自然に支える環境を将来にわたって【つくり】、安定させることです。

キーワードは、【地域づくり】。

そして、この【地域づくり】は、地域の力を再把握し、整理し、地域の課題を住民同士が共有するところから始まります・・・

第3章

平成29年4月1からの大阪狭山市の総合事業について

平成29年4月、大阪狭山市では、
現行介護予防給付の【訪問介護（ホームヘルプサービス）】と【通所
介護（デイサービス）】の双方について、

★『**現行相当のサービス**』を維持しつつ、

⇒市町村事業として現在と同じ内容のサービスを継続します。

★『主に既存の介護事業所が実施する**基準を緩和したサー
ビス**』を新設します。

⇒市町村事業として現在よりも内容や基準など（※単価設定や人員・設
備・運営基準等）を緩和したサービスを新しく設定します。

なお、住民等多様な主体（※NPO・民間企業・ボランティア・いき
いき高齢者など）が提供するサービスについては、平成29年4月の
段階では直ちに実施せず、【地域づくり】の過程において、地域の方
々の声を十分に聞きながら、「一般介護予防事業」と共に平成29年
度以降の実施に向け、検討を進めていきます。

平成29年4月からの移行に向けた 当面のスケジュールについて

(※あくまでも、現時点での予定です。)

11月4日(金) / 総合事業説明会[総論・単価や運営基準等(案)提示]

※11月4日(金)終了後～総合事業に関する意見等受付開始

11月25日(金) / 総合事業に関する意見等受付終了(締切)

12月中旬 / 総合事業に関する意見等に対する本市の考え方などの
公表(※本市ホームページにて公開)

~~平成29年1月~~

~~上旬～下旬 / 総合事業に係る事業所指定申込受付・審査・指定~~

~~1月下旬 / 大阪府・国保連合会による総合事業請求事務説明会~~

~~(本市から国保連合会への総合事業関連登録情報提出期限)~~

~~2月末 / 総合事業実施事業所台帳・サービスコード台帳の提出~~

《平成29年4月 総合事業がスタート》

簡単な説明は以上です、
ご静聴ありがとうございました。



平成28年11月 介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）説明会

高齢介護グループ